

久慈市復興推進計画（案）

平成 26 年 月 日
岩手県久慈市

1. 計画の区域

久慈市全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日、東日本沿岸地域を襲ったマグニチュード 9.0 の東日本大震災は、沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした。本市においても、死者 4 人、行方不明者 2 人、重軽傷者 10 人のほか、住宅、事業所等の全壊 359 棟など、被害総額は約 311 億円にのぼり、甚大な被害を受けた。

このため、震災後は、精神的な不安やストレスを抱える被災者が増加しており、震災から 3 年を経過した現在も震災後のストレス過多を起因とする統合失調症・うつ病・神経症の新規発症や再発者の増加、児童、思春期における低年齢層患者の増加、高齢に伴う認知症の発症など、医療機関等におけるメンタルケアを必要とする患者が増加してきている。

このような中で、低年齢層患者を含めた被災者の心身の健康、不安解消や情緒の安定化を図る必要があり、大規模災害時に対応した医療機関等の整備・充実が課題となっている。

このため、被災者の各種相談、心身の長期的なケア、保健医療施設の安全体制確保など、保健・医療・福祉分野における体制の充実強化に取り組むとともに、被災者の雇用継続及び新規雇用の創出を図る。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の中核的な産業である医療業について、雇用機会の拡充を図るとともに、安定した雇用の確保を促進するため、立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市で精神医療を行う社団医療法人祐和会(以下、「対象事業者」という。)が、市内源道地区において、医療施設を整備するために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市の医療業は、市内の医療、福祉の従業者数の約 33%を占める中核的な産業である。また、対象となる事業は医療業の従業者数の約 32%を占める対象事業者が実施するものであり、設備投資の規模も対象事業者の年間の減価償却費を大きく上回るものである。

したがって、当該事業を行うことは、目標に掲げた「保健・医療・福祉分野における体制の充実強化に取り組むとともに、被災者の安定した生活のため雇用継続及び新規雇用の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与する中核的な事業である。

③ 施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 6 号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社 北日本銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給(法第 44 条の規定に基づく措置)

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本市では、久慈市復興計画において、重点プロジェクトとして保健・医

療・福祉の充実を挙げている。被災や震災を経験した子どもの不安解消や情緒の安定化を図ること、大規模災害時に対応した医療機関を充実させること等を課題とし、被災した児童や親の相談体制の整備・長期的なケア、一人暮らし高齢者等の心身状態の把握、医療施設における蓄電池、バックアップ電源等の設置の支援等に取り組むこととしている。

今般、対象事業者が行う事業は、「久慈市復興計画」において本市が目指す復興の方向性に合致する取り組みであり、震災後に求められている岩手県沿岸北部の精神医療提供体制の充実が図られることから、被災者の心身の健康回復に資するものである。また、雇用が維持されるとともに新規雇用が創出されることとなる。

このことから、当該計画の実施は本市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、岩手県の意見を聴取した。

また、本市、株式会社北日本銀行、対象事業者を構成員とする久慈市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。